## 大山崎町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年12月策定

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間企業の従業者に比べ高額となっているのではないかという指摘や批判があるところです。

本町におきましては、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一または類似の職種に従事する者との均衡に留意し、町民の理解と納得が得られる適正な給与制度・水準に向けた今後の取組方針を策定しました。

## 1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(平成19年4月1日現在)

区分		公務員					
		平均 年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	
本	職員	44.3歳	10 人	294, 296 円	348, 276 円	329, 264 円	
町	うち清掃職員	44.6歳	5人	312, 950 円	384, 450 円	353, 630 円	
京都府		50.4歳	663 人	360, 548 円	434, 445 円	410,048円	
国		48.8歳	5, 193 人	287, 094 円	_	320,514円	
類似団体		47.3歳	15 人	285, 599 円	310, 912 円	300, 185 円	

		+>.±x		
区分	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	参考 B/A
本町清掃職員	廃棄物処理業 従業員	43.3 歳	299, 800 円	1. 28

	参考				
区分	年収ベース(試算値)の比較				
四刀	公務員	民間	C/D		
	(C)	(D)	O, B		
本町清掃職員	4, 934, 300 円	4, 192, 600 円	1. 18		

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計 算したものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

- ※ 民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間において は前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- (2) 年齢別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	24 歳 ~27 歳	28 歳 ~31 歳	28 歳 ~31 歳	44 歳 ~47 歳	48 歳 ~51 歳	52 歳 ~55 歳	56 歳 ~59 歳	合計
本町	1人	1人	1人	1人	3 人	2 人	1人	10 人

- (3) その他給与に関する事項
  - 給料表
    - 一般行政職と同じく、国の行政職(一)を適用(ただし4級まで)
  - ② 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当(一般行政職と同じ)

③ 昇給基準

毎年1月1日に4号給昇給(一般行政職と同じ。ただし57歳を超える場合は2号給) ※ 平成22年3月31日までは昇給抑制措置期間中のため1号給抑制しています。

## 2 基本的な考え方

本町においては、清掃業務について平成元年度から一部民間委託、学校給食調理業務については平成15年度から全て民間委託など技能労務職員についての見直しを図ってきました。現在清掃業務(一部)、保育所給食調理業務など最低限直営で残すべき判断をした業務のみ正規職員で対応しています。(正規職員だけでは人員不足の業務については、嘱託職員、臨時職員等で対応しています。)

今後につきましても、退職者不補充の可能な業務については新規に職員の採用はせず、民間 委託等で対応することとしています。

## 3 具体的な取組内容

(1) 給料について

技能労務職員の給与が民間の類似職種の給与と比較した場合に高い水準となっていること、また、国の行政職(一)の給料表を適用していることから、府及び近隣市町の動向を見つつ適正化を図っていきます。

- ※ 平成19年4月から平成22年3月まで、集中改革プランに基づき管理職は5%、一般職は3.5%のカットをしています。(一般行政職についても対象です。)
- (2) 手当について
  - 国・府及び近隣市町との均衡に留意し、制度内容を十分検討のうえ、引き続き見直しを図っていきます。
- (3) 昇給について

現在毎年1月1日に4号給昇給していますが、今後は人事評価制度の導入により、勤務成績に応じた昇給を行っていくことを検討しています。(一般行政職についても対象です。)